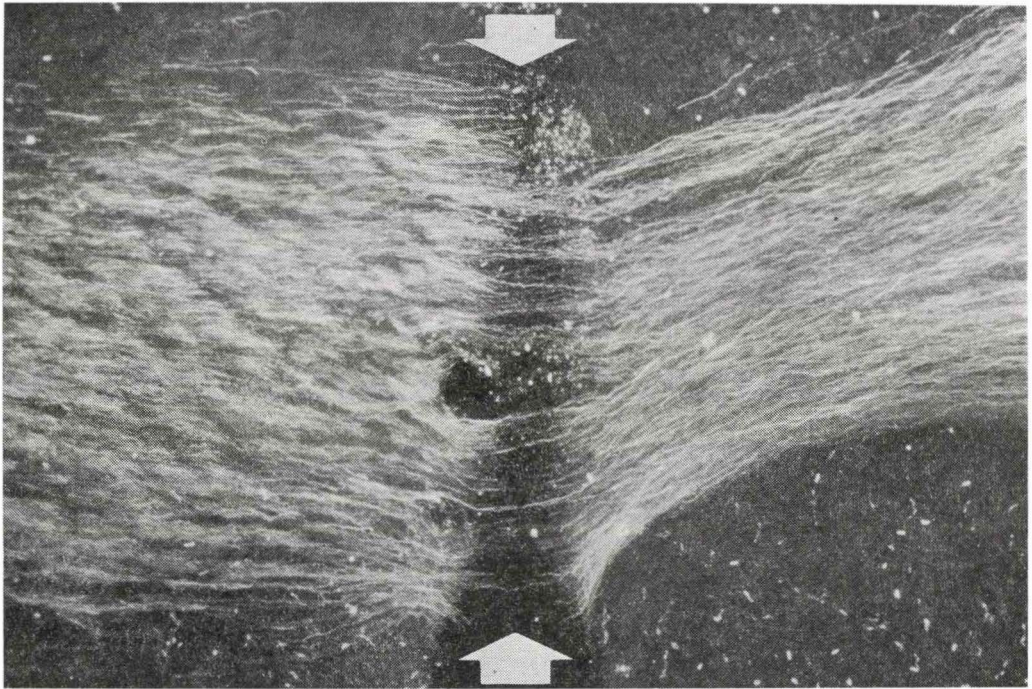


# 京大広報

No. 276

京都大学広報委員会



中枢神経細胞軸再生の確証——関連記事本文 535 ページ——

(再生した小脳視床路(上小脳脚交叉部)の線維が右から切断面(矢印)を越えて左方に向うのが見られる。)

## 目 次

創立記念式典の挙行……………	534	<資料>	
将来計画立案のための準備委員会の発足……………	534	国立大学教官等の待遇改善, 人事	
部局長の交替等……………	534	院勧告の取扱い及び「定年制度	
医療技術短期大学部主事の交替……………	534	導入に伴う定員管理上の措置」	
公開シンポジウム		に関する国立大学協会の要望書……………	537
「青年における聖と俗」……………	534	体育館附属プールの夏季利用……………	539
<紹介>		計報……………	539
医学部・脳神経研究施設……………	535	<随想>	
<保健コーナー>		私の教養部時代	
高血圧……………	536	名誉教授 三谷 健次……………	540

## 〈大学の動き〉

### 創立記念式典の挙行

6月18日(月)、本学創立87周年記念式典が、名誉教授、部局長ら関係者多数の出席を得て、本学総合体育館において挙行された。

式典は午前10時に始まり、総長式辞、永年勤続者の表彰、永年勤続者代表の答辞があり、本学の発展を祈念して、松田長三郎名誉教授の発声により万歳三唱が行われ、午前11時終了した。

今年の勤続30年表彰者は42名、勤続20年表彰者は203名、計245名である(被表彰者氏名は6月22日の学報第4073号に掲載されている)。

総長は式辞の中で、これら永年勤続者の



労をねぎらうとともに、この一年間における研究・教育のための体制及び施設の整備充実、学術国際交流の現況と課題などについて本学の動向を述べた。

引き続き11時30分から京大会館2階会議室で名誉教授懇談会が、また11時50分から同会館1階講演室及びラウンジで永年勤続被表彰者祝賀会がそれぞれ開催された。

### 将来計画立案のための 準備委員会の発足

5月22日、部局長会議メンバー等から成る将来計画立案のための準備委員会が発足した。

この準備委員会は、本学の教育研究体制及びこれに関連する施設等の整備に関し、長期的観点から、その総合的基本計画を調査立案する将来計画検討委員会を設置するための諸問題を検討しようとするものであり、3月13日の部局長会議においてその設置が了承されたものである。

現在、将来計画検討委員会の構成及び検討事項等について、準備委員会において慎重な検討が行われており、今夏頃を目途に結論が得られる予定である。

### 部局長の交替等

ヘリオトロン核融合研究センター長

宇尾光治ヘリオトロン核融合研究センター教授(超高温プラズマ制御研究部門担当)が7月1日同センター長に再任された。任期は昭和61年6月30日までである。

### 医療技術短期大学部主事の交替

内田耕太郎医療技術短期大学部主事の任期満了に伴い、その後任として大塚哲也医療技術短期大学部教授(作業療法学科)が7月1日任命された。任期は昭和61年6月30日までである。

## 〈部局の動き〉

### 公開シンポジウム 「青年における聖と俗」

学生懇話室と保健管理センターとの共催で、6月18日(月)午後1時から同5時まで、経済学部特別講義室において、公開シンポジウム「青年における聖と俗」が開催され、約100名の参加者があった。

話題提供者は以下の4氏で、「聖」と「俗」の様々な現象形態だけでなく、「遊」や「乱」などの概念、ことわざや心理臨床との関連などが多角的に論じられた。

聖でもなく俗でもなく

国立民族学博物館教授 岩田慶治  
聖と俗そして遊び

大阪大学人間科学部教授 井上 俊

ことわざを巡って

教養部教授 米山俊直

青年期における宗教性

教育学部教授 河合隼雄

司会 保健管理センター助教授 組中 達

(学生懇話室)  
保健管理センター)

## 〈紹介〉

## 医学部・脳神経研究施設

本研究施設は、昭和42年6月医学部の附属研究施設として設置された。その後、活発な研究活動と医学教育を通じて多くの脳生理学者を育成し、京都大学の“*Institute for Brain Research*”として、国際的によく知られた存在となっている。

本研究施設設立の趣旨は、「人間の脳の研究」を目標とした総合的神経学研究の推進であった。昨今、神経科学の研究領域は極めて広大で、方法、研究対象も多岐にわたっているが、最終的には「人間の脳」の理解につながっており、特に医学部においては、人間の脳の機構とその病態の研究により、脳疾患の治療と予防に役立てることが重視されるべきである。

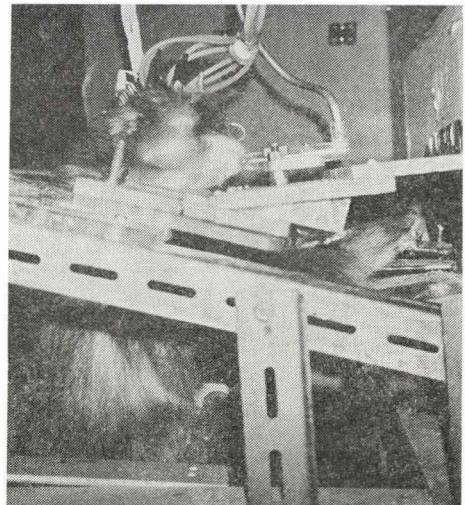
過去10年余に、研究者の入れ代りにより、研究内容の変遷があったが、培養神経細胞の膜機構のような基礎的なものから、脳疾患患者の病態生理学的研究といった臨床と密接したもので、多数の研究論文を国際誌に発表し続けてきた。現在、教官5名、大学院学生4名、学内外からの訪問研究者数名が居り、主要な研究テーマは次のとおりである。(1)随意運動の発現と制御及び運動学習の中枢神経機序。(2)大脳-小脳及び大脳-基底核ニューロン回路網の機能と形態。(3)中枢神経系の可塑性と代償機構。(4)中枢神経系の生後発達の形態と機能。(5)運動失調症の病態生理学的研究。表紙写真は、テーマ(3)の例で、生後20日目に上小脳脚交叉を正中面で切断し、術後29日経過した仔ネコの脳幹前額断標本である。線維(軸索)はホースラディッシュペルオキシンダーゼの順行性軸索輸送により標識した。また、右の写真は、テーマ(1)について研究中のもので、サルは光信号に応じて手でレバー上げ運動を行い、報酬にジュースをもらう。大脳皮質各領野には記録用電極が多数挿入してあり、運動の発動と制御および学習の脳機構がさぐられる。

脳は一言で表現すれば、多数のニューロンの形成する回路網であり、人間ではその数は100億を越すといわれる。脳の働きを知るには個々のニューロンの性質を研究し、ニューロン同志の接続部(シナプス)の作用機序を解明するとともに、最終的には回路網を流れる神経衝撃の時間空間的動態を究めなければならない。ニューロンの種類は多くて、いくつかのカテゴリーに分類されるが、さらに、同じ種類と思われるニューロンが個々に異った機能に結びつくことが普通なので、一筋縄でいくものでないことは誰でも想像できる。現在、種々のレベルで、いろいろな方法を用いて研究が進められているゆえんである。

脳の疾患という見地からすると、分子レベルの異常から、ニューロン回路網のシステム全体のトラブルとしか考えようのないものまで、質的に異ったものが並列混在している。その大部分は、難病中の難病ぞろいである。

精神活動の場としての脳の研究の原理的な重要さと、脳疾患を対象とする医療の立場の困難さを併せ考えると、脳研究に直接たずさわる本研究施設の使命の重大さを感じるものである。

(医学部)



随意運動の中枢神経機序研究

保健コーナー

高 血 圧

心臓は1分間に70回前後の収縮と拡張をくり返して血液を全身に送り出している。心臓の収縮に伴って血液が全身に送り出された時に動脈壁に加わる圧力を最高血圧（または最大血圧、収縮期血圧）と言い、心臓の拡張に伴って全身からの血液を受け入れている時の、血管壁に残っている圧力を最低血圧（または最小血圧、拡張期血圧）と言う。健康診断では必ず最高血圧と最低血圧の両者が測定され、水銀柱の高さ(mm)を単位として表示される。

高血圧の判定

高血圧の判定基準として、世界保健機関(WHO)では表示のように定めている。即ち最高血圧160以上、最低血圧95以上(いずれか一方でも)を高血圧と定め、最高血圧139以下、最低血圧89以下、の両者を満足するものを正常血圧とし、その中間に境界域を設けて、高血圧が疑わしく、観察を要するものとしている。最高血圧に関して、一般には年齢に90を加えた値が正常値であるとよく言われる。これは年齢別に算出した血圧の平均値に近い値となるが、高血圧の人も含めた平均値であるので、特に中・高齢者の場合には正常値より高い値になってしまう。

WHOの高血圧基準

最高血圧/最低血圧 (mmHg)

160/95以上	(いずれか一方, または両者)	高 血 圧
159/94以下 140/90以上	(いずれか一方, または両者)	境界域血圧
139/89以下	(両者ともに)	正 常 血 圧

高血圧のリスク

さて、高血圧という言葉は単に血圧が高いという臨床所見であって、病名ではない。高血圧をきたす病気には腎臓の病気、内分泌の異常、血管の異常などさまざまなものがあり、この場合の高血圧を二次性高血圧と言う。しかし、二次性高血圧は高血圧者のうちのごく少数であって、大多数90

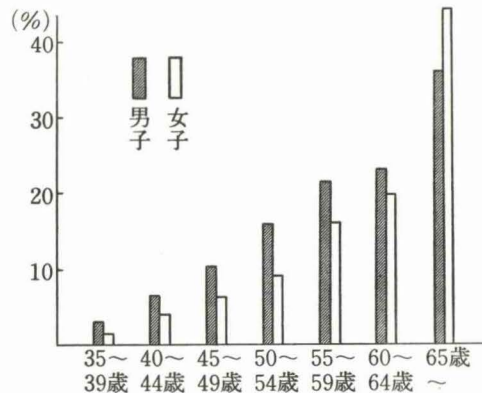
%以上は原因不明のもので、これを本態性高血圧症と呼んでいる。

高血圧が長く続くと、動脈硬化が促進され、このために血圧は更に高くなって進行性の経過をたどり、体内臓器にさまざまな合併症を生じることになる。殊に脳、心臓、腎臓の動脈硬化は脳卒中、心臓肥大、狭心症、心筋梗塞、腎不全など生命を直接おびやかす危険につながることになる。

本学教職員の場合

本学の教職員について、高血圧者の比率を年齢層別に図示してみた。加齢につれて男女とも高血圧の比率が増えていることがわかる。また、65歳以上を除けば男子における比率が女子に比べて高い傾向が見られる。男子で55歳を越えると20%以上、65歳を越えると約35%が高血圧者である。しかし、本学教職員における年齢層別のこのような高血圧者の比率は、わが国の一般住民に比べてかなり低いと言うことができる。その原因として、生活様式をはじめとする地域差の影響も考えられるが、毎年健康診断が行われているため高血圧に対する関心が高く、その認識が一般住民よりも優れているためであろうと考えている。

本学教職員における高血圧者の比率 (昭和57年度)



自己管理

本態性高血圧症は多かれ少なかれ生涯にわたって自己管理を続けねばならない病態であるが、幸いにして摂生と治療によって日常生活に支障なくコントロールすることができる。高血圧の治療と言えば、すぐ降圧剤の内服を思い浮かべる人が多いかも知れないが、治療の原則は食生活をはじめとする日常生活の摂生にある。これで十分な効果

がない場合の補助として薬が使われるのである。

ここでは、食事療法の中でも最も重要な減塩食についてだけ触れておく。高血圧の人はまず、1) 食事の味付けが濃くはないか、2) かやく御飯、めん類、漬物、汁物などの偏食はないか、3) 外食が多くはないか、4) インスタント食品が多くはないか、を反省してみる必要がある。この4点を改めることで摂取食塩量はかなり少なくなる筈である。

食事療法の書物によれば、一日の食塩量は少なくとも10g以下、できれば7～8gにする、と書かれている。しかし、これに合格する食事を調理

できる人は、男性はもちろん、主婦でもきわめて少ないと思われる。主婦が減塩食を提供できるようになるには、食品にかんする豊富な知識、調理の工夫と大変な努力を必要とする。

筆者は結論として次のことを提言しておきたい。即ち、一日の献立について正確なメモをとり、その2、3日分をまとめて栄養士に診断してもらうことである。本学には幾人かの栄養士がおられるので、喜んでアドバイスをしていただけるものと思っている。

(保健管理センター 北村李軒)

## ＜資 料＞

### 国立大学教官等の待遇改善、人事院勧告の取扱い及び「定年制度導入に伴う定員管理上の措置」に関する国立大学協会の要望書

国立大学協会第74回総会において、次の要望書が決議され、それぞれ関係方面に提出された。

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

(文部大臣、人事院総裁宛提出)

人事院勧告の取扱いに関する要望書

(文部大臣、人事院総裁、内閣官房長官、総理府総務長官、行政管理庁長官、大蔵大臣、労働大臣宛提出)

「定年制度導入に伴う定員管理上の措置」についての要望書

(文部大臣、行政管理庁長官宛提出)

要望書は以下のとおりである。

昭和59年6月20日

国立大学協会会長

平 野 龍 一

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書  
について

国立大学教官等の待遇改善に関し、このたび当協会第74回総会において別紙のとおり要望書が決議されましたので、ここにこれを提出いたします。

つきましては、国立大学教官等の待遇の現状とその改善の緊要性にかんがみ、右要望書の趣旨が速やかに実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

### 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

人事院においては、国家公務員の給与ならびに処遇のあり方について抜本の見直し作業を行い、一応の成案が得られたと聞いているが、この実現に当つては、大学教官等の給与・処遇の改善についても、当国立大学協会の意見を汲み取り、特段の配慮を強く要望する。

1. 教育職(一)の俸給体系の是正を図り、併せて俸給水準の格段の引上げを行うこと。

大学教官の俸給をその職責に見合う水準に引上げるよう特段の配慮を引続き強く要望する。と同時に、俸給の上下格差を縮小する方向で、早期に最高俸給に到達できるよう措置されたい。

その際、現行俸給表に修正を加え、助教授のほか講師も2等級とし、両等級の一本化を図ること、これに応じて、助手を3等級に格上げし、教育職(一)俸給表の等級数の縮減を図ることが是非とも必要である。

なお、その際大学院修了者の初任給格付けについては、現行制度を引続き維持されたい。

2. 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」(仮称)を新設すること。

周知のように、義務教育教員には、教職調整額、医療職については初任給調整手当など特別な手当がその職務の特殊性に基づいて支給されている。

大学教官にも研究・教育上の特殊性に基づいて実験・実習、フィールド・ワークなど多様な職務を遂行するなどの特別な負担があり、近年この負担がますます高まっている。

よつて、国家公務員給与のうちの各種の手当について再検討、見直しを加える中で、こうした大学教官特有の職務遂行に見合う特別な手当を新設し、これをす

すべての大学教官に適用し、支給されるよう措置されたい。

### 3. 部局長（学生部長等を含む）のすべてについて指定職の完全適用を図ること。

部局長等は、その職責からして指定職の適用を受けるのが当然の措置であるが、未だ定数が必ずしも十分ではないために、すべての部局長等が指定職の適用をうけているわけではない。

これには、指定職定数の適用に当つての運用上の問題もあるが、指定職制度は、特定の職務就任を条件に適用するのが本来の主旨である。

よつて、この際、部局長等については、現行の管理職手当の適用をやめ、指定職制度の本来の主旨を踏まえてすべての部局長等にその在職期間中指定職俸給が適用できるよう特段に措置されたい。

### 4. 管理職手当の適用対象を拡大すること。

近年、大学における管理運営の職責がますます重くなりつつある実情にかんがみ、現行の管理職手当制度の見直しを図りながら、評議員、全学段階の委員等の学内教育行政の激職にある者には、その職務の内容や任用の手続きを明確化することが前提であるが、これを制度化したうえで管理職手当支給の途を開くようよく配慮されたい。

### 5. 研究教育支援職員等の待遇の抜本的改善を図ること。

当国立大学協会がかねてより強く要望してきた大学特有の専門職である教務職員、技術職員等の研究教育支援職員の抜本的な待遇改善が「専門技術職俸給表（仮称）」の新設によつて実現の運びとなりつつある。これは当協会としても喜ばしいことであるが、この具体的実現に当つては、これらの研究教育支援職員の俸給をその職責に見合う水準に引き上げることは当然の措置であると考えられる。またこれらの職員の新俸給表への移行に当つては、ほぼ教官に準ずる処遇がなされるよう特段の配慮をお願いしたい。

### 6. 年金・退職金を含めた「生涯所得」の維持・改善を図ること。

近年、「生涯所得」をめぐるいわゆる「官民格差」が問題とされ、とりわけ、公務員の年金ならびに退職金の見直しが提起されている。これらの所得のうち、年金給付水準や年金額算定方式等については、近い将来に問題とされるであろう官民の年金制度の統合一元化の過程で見直しは避けられないとしても、その際年金給付水準に対する公務員の期待権を損なわないよう特段に配慮されたい。

また公務員の退職金制度については、公務員には民間サラリーマンとは異なつて雇用保険法（失業保険）

の適用はなく、離職時の生活保障にしても、再就職のための種々なる援助措置にしても講じられていない。

また在職時についても、有給教育訓練休暇制度などの援助措置もない。公務員については、これらの援助措置がないことの見返りを加味した退職金制度となつてい。よつて公務員の退職金制度の見直しに当つては、これらの諸点を踏まえて官民比較を行ない是正されることを要望する。

昭和59年6月19日

国立大学協会会長

平野龍一

### 人事院勧告の取扱いに関する要望書

人事院による一般職国家公務員の給与改定に関する勧告は、一昨年以來、勧告通りに完全実施されることなく今日に至つてい。しかも、本年夏に予定される勧告も完全に実施されるかどうか危ぶまれる状況がある。

周知のように、人事院の給与勧告制度は、国家公務員の給与水準を適正に維持する制度として定着し、公務の能率的運営と公務員労使関係の健全性の実現にとつて大きく寄与してきた。

もし、本年度も、人事院勧告の完全実施が見送られるとすれば、人事院勧告制度がもつ本来の主旨が否定されるだけではなく、そうでなくてさえ低下しつつある国家公務員の士気を一層低下させることに拍車をかけ、公務員労使関係の不安定化など種々の悪影響の生ずる恐れが強まることを危惧するものである。

もとより、当国立大学協会は、国の財政状態が極めて厳しい状況におかれていることを十分に承知しているところで、経費の節減、歳費の適正使用などによつて行政経費の節減・抑制について引続き努力を措しむものではない。また、人事院勧告の実施によつて国家公務員に対する給与的経費の総額の若干の増加は避けられないとしても、過去数次にわたる定員削減についても幾多の困難をかえりみず協力し、給与的経費の抑制に努めてきたところである。

給与的経費の総額抑制という要請は十分理解できるが、公務員といえども、給与所得者の一員であるから、民間給与の実態に準拠して給与の適正水準が不断に確保されるかどうかは別次元の問題である。さもなくば、勤労意欲の発揮が妨げられるだけではなく、昭和59年度末に予定される公務員の定年制も円滑に実施できるかどうか危ぶまれる懸念なしとはしない。

今日、教育の荒廃が叫ばれ、高等教育・研究機関としての大学についても、その在り方の見直しを求める世論

が高まってきた。そうであればこそなおのこと、大学教職員の給与の抑制措置がとられるとすれば、大学改革に対する人的エネルギーの発揮を損うだけでなく、大学の使命である高度の研究・教育の遂行に対する妨げとなる恐れがあるといわざるを得ない。

上記の理由により、当国立大学協会は、本年夏に予定される人事院勧告が、完全に実施されることを第74回国立大学協会総会の決議により強く要望する次第である。

昭和59年6月20日

国立大学協会会長

平野 龍一

「定年制度導入に伴う定員管理上の措置」についての要望書

政府は、臨時行政調査会の答申に関連する「行政改革に関する当面の実施方針について」を本年1月25日閣議決定されたが、その中で定年制度導入に伴う定員管理上の措置については、「定年制度の施行（昭和60年3月31日）により一時的に大量に発生する退職者の後補充については、真に必要な場合を除き行わないこととし、不補充の取扱いの具体的方針については別途定める」こととなつている。

当国立大学協会としては、今日国の財政状況が極めて厳しい状況下にあることは十分に認識している。しかし、教育・研究を任務とする大学においては他機関に比し、直接人の力によらなければならない多種多様な業務が多く、教官や医療従事者はもとより、その他の職員に

ついても定員の確保が教育・研究の充実に不可欠の要因となつている。今後「具体的方針」を定めるにあつては、このことについて十分に配慮されなければならない。

国立大学においては、今回の定年制度の施行により例年よりも多数の退職者が生じるが、それは、教官以外の職員について従来実施してきた退職勧奨の基準年齢が引き下げられることによるもので、無原則に高齢職員の在職を認めていたことによるものではない。

それにもかかわらず、単に退職者が多数であることを理由に後補充を認めないこととするのは省庁間の均衡を失するものであるばかりでなく、特に国立大学にとつては大幅な減員を齎らすものである。既に行政職（一）及び行政職（二）のいわゆる教育研究支援職員は6次におたる定員削減により相対的に激減し、業務の簡素合理化、民間委託等によつてもなおその処理に苦慮している状況にあり、定年退職者の後補充に制約を受けることとなれば、その数が多いだけに大学の運営にとつて重大な支障が生じることは明らかである。

今後進めるべき行政改革の方向として、国立大学については規模の拡大は抑制することとされているとはいえ、学術研究の推進、優れた人材の育成、国際交流の推進等において国立大学の果すべき役割はますます重要になるものと考えられ、その質的な充実が必要となつている。

以上の事情をご賢察のうえ、国立大学における退職者の後補充については、「真に必要な場合」として措置されるよう切に要望する。

体育館附属プールの夏季利用

本学の教職員及び学生は、体育館附属プールを下記により利用できます。

なお、詳細については、学生部厚生課厚生掛（西部構内体育館内、電話 学内 2590）に照会して下さい。

記

期間 7月20日（金）から8月31日（金）まで

ただし、土曜日及び日曜日は使用できません。

時間 正午から午後2時まで

（注意）

1. 利用に際しては、必ず職員証または学生証を呈示して下さい。
2. 都合により使用をお断りする日があります。

（学生部）

訃報

日原 利國（文学部教授）

6月21日逝去、56歳。本学文学部卒業。昭和158年本学文学部教授就任。専門は中国哲学史。

二宮 トミ子（結核胸部疾患研究所附属病院看護部技官）

6月22日逝去、46歳。昭和46年から結核胸部疾患研究所附属病院勤務。

